質疑①

風力発電の低周波被害は、周波数が0～20Hzの超低周波と言われている領域で起こっています。人の耳には聞こえないとされている領域です。

それは、低周波測定機で、被害地域を測定すれば分かります。

風車が回っている時、

そして、風車が止まっている時、

その違いを比較すると大体、音圧がその領域で20dbの差があることが分っています。

対数表示ですから、100倍のエネルギーの増分があります。

測定時には、特異なピークを持った、卓越した被害成分があることが確認されています。30dbの差異で振動していますから、常時、1.000倍のエネルギー差を受けていることを確認しています。

高調波、一般には倍音と言って、整数倍の周波数が卓越しています。たぶん風車の回転数に関係するものでしょう。

この高調波、倍音が被害に拍車をかけているんだろうと推測しています。自然界にこのような現象はありません。

バイオリンなどのビブラート、それと同じようなものでしょうか。

人の耳には聞こえないブレードの回転による空気振動、気圧変動です。音圧が40dbのような低い場合でも、低周波症候群として、被害が出るそうです。

私が住む由良町門前辺りでは、山手の住居で、音圧は30～40dbです。風車が止まっている時です。

つまり、田舎の静穏な状態であっても、有害な空気振動、気圧変動さえあれば、被害が生ずるのです。

いや、田舎の静かな環境だからこそ、低い音圧でも低周波症候群、風車病が発症したと考えています。

これでは音圧により、音のレベルにより、風力発電の被害を規制する基準にはなりません。

環境アセスメント、環境影響事前評価では、低周波の被害成分も考えにありません。机上の空論でした。

参照値は、短時間の聞こえるか、聞こえないか、の人体実験によるものですから、被害とは関係のないことは分かっています。

人の住む地域に、風力発電を建設すること自体が間違っていたのです。

したがって、法律があろうが無かろうが、風力発電の低周波被害が現実のものとして、地域住民を苦しめている以上、放置することは、道義からして、道徳上、できないのです。

憲法には、「国民は健康な生活を営む権利を有する」と書かれています。

たくさんの人が低周波に苦しみながら、私や役場に訴えました。そうでしょう。Youtubeでも被害者はそう訴えています。行政はなぜ、この事実を認めないのでしょうか。お答えください。